

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年2月24日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第7回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年2月24日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第9号 令和7年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第22号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

報告第10号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

出席委員(7人)

委員長 河津修司

副委員長 池永幸生

委員 前川 收

委員 城下 広作

委員 山口 裕

委員 松村 秀逸

委員 幸村 香代子

欠席委員(1人)

委員 西村 尚武

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 中島 豪

理事

(食のみやこ推進担当)

兼食のみやこ推進局長 間 宮 将 大

政策審議監 磯 谷 重 和

生産経営局長 徳 永 浩 美

農村振興局長 永 田 稔

森林局長 宮 脇 慈

水産局長 那 須 博 史

農林水産政策課長 紙 屋 勝 良

団体支援課長 岩 野 洋 士

政策調整監 杉 谷 将 洋

流通アグリビジネス課長 甲 斐 久美子

農業技術課長 山 本 剛 士

農産園芸課長 福 永 哲

畜産課長 安 武 秀 貴

担い手支援課長 林 田 慎 一

農村計画課長 野 入 正 憲

首席審議員

兼農地整備課長 大 森 直 樹

むらづくり課長 岩 田 長 起

技術管理課長 宮 川 和 幸

森林整備課長 野 間 圭

林業振興課長 藤 田 隆 利

森林保全課長 山 下 聖 二

水産振興課長 山 下 博 和

漁港漁場整備課長 植 田 光 和

農業研究センター所長 工 藤 真 裕

事務局職員出席者

議事課参事 中 野 千 春

政務調査課主幹 入 船 卓 雄

午前9時59分開議

○河津修司委員長 ただいまから第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行いま

す。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着席のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中島農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、2点御報告いたします。

まず、1点目は、少雨による農林畜水産業への影響についてです。

昨年の10月以降、特に1月の降水量が例年と比べ少なく、先日の雨でやや持ち直したものの、非常に少ない状況となっております。

特に天草では、現時点で農作物被害等の報告はありませんが、亀川ダム及び楠浦ダムの貯水率が低下しておりまして、早期米の作付に向けて注視しているところでございます。

また、ノリ養殖においては、栄養塩が不足し、多くの漁場で色落ちが発生しております。生産者の努力により、今漁期の生産額は130億円と過去5番目に達していますが、引き続き降雨が少なく栄養塩が回復しなければ、今後の生産額が伸びないことが懸念されております。

熊本地方气象台から発表された見通しでは、3月以降は平年並みの降雨が見込まれていますが、今後も、雨の状況を注視しながら、農林畜水産業への影響について情報を収集してまいります。

2点目は、「食のみやこ熊本県」の実現に向けた取組についてです。

今月21日と22日に、花畑広場や新市街アーケードにおいて、県を挙げての大型グルメフェス「食のみやこ熊本 三ツ星グルメフェス&ファーマーズマーケット」を開催したところでございます。

「食のみやこ熊本にはおいしいものがあふれている!」。これをコンセプトに、グルメフェスでは70店舗を超える人気店が参加し、ファーマーズマーケットでは新市街が産直生鮮マルシェになるなど、県内全域からおいしいものが集結し、本県農林畜水産物の魅力を広く発信することができました。

令和8年度も、県内外への情報発信、販路拡大等の取組を進めることとしておりまして、引き続き、本県の豊かな農林畜水産物と食文化が持つポテンシャルを最大限に生かして、高付加価値化や販路の拡大を推進し、さらなる稼げる農林畜水産業の実現と「食のみやこ熊本県」の創造に向けて取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、予算関係として、先般、決定、成立した国の総合経済対策に基づく施策のほか、物価高騰の影響により経営が圧迫されている農林畜水産業に対する支援や「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組に要する経費など、87億6,000万円余の増額と事業費確定に伴う153億5,000万円余の減額を合わせ、総額65億9,000万円余の減額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせ1,001億8,000万円余となります。

次に、条例等関係として、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金1件、工事請負契約及び変更契約の締結4件について提案しております。

また、報告事項として、専決処分2件と県が出資する公益法人等の経営状況1件を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく

お願い申し上げます。

○河津修司委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和7年度2月補正予算及び条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和7年度2月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の2月補正予算は、部長からの御説明にもございましたとおり、1月臨時議会で計上いたしました防災・減災、国土強靱化に資する予算を除く国の経済対策等に応じた増額予算と国庫補助金や事業費の確定等に基づく減額を合わせ、特別会計も含めまして、表の左から3列目、(B)2月補正の欄の一番下段、65億9,500万円余の減額補正でございます。

補正後の総額は、その一番右の計の欄でございますけれども、1,001億8,000万円余となります。この額は、昨年度に比べて112億6,000万円余の増となっております。

続きまして、ページちょっと飛びますが、68ページをお願いできますでしょうか。

68ページでございます。

令和7年度繰越明許費の設定でございます。

繰越明許費につきましては、9月、11月及び1月の臨時議会においても御承認をいただいたところですが、今回1月の措置以外の国の経済対策分などを追加しております。

追加した設定額は、表の中央、設定額(B)の欄の最下段の合計が117億9,900万円余として提案をしております。

令和7年度の合計額は、653億3,300万円余となり、昨年度よりも128億3,900万円余の増

額となっております。

総括説明は以上でございます。この後、各課から主なものについて御説明を申し上げますが、すみません、お戻りをいただきまして、最初のページでございます。

目次の最下段のところに、資料の凡例ということで説明欄を設けております。該当する事業につきましては、マル新であったり、8月豪雨、物価高騰対策などと記載しているところでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

農林水産政策課補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う増減に基づき、給与費を確定させるための補正となります。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が、以後、各課において度々出てまいります。いずれも同様の理由でございますので、各課個別の説明を省略させていただきたいと思っております。

次に、その一段下の農業公園費について。

現在、農業公園において、計画的な施設改修を進めておりますが、右の説明欄のとおり、事業費の確定に伴う減額でございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

3ページをお願いします。

5段目の農業近代化資金等助成費の減額につきましては、貸付実績による減額となります。

6段目の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、県低利預託基金貸付金において、国からの融資枠配分が要望額を下回ったことに伴う減額となります。

また、その下は、ただいまの資金について、令和8年度当初から貸付けできるよう、債務負担行為の追加をお願いするものです。

4ページ、2段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金に係る国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによる減額です。

最下段の農業共済制度等普及推進費は、収入保険の保険料負担軽減に伴う熊本県農業共済組合への助成です。国の重点支援交付金を活用し、収入保険の加入促進に努め、産地のリスク対応力の強化を図ってまいります。

5ページをお願いします。

5段目の林業金融対策費は、林業振興資金貸付金の貸付実績による減額となります。

6ページ、2段目の水産業協同組合指導費について、説明欄1と3は、漁業共済掛金補助の事業費確定に伴う減額になります。

3段目の金融対策費について、説明欄2は、貸付実績による減額になります。

8ページをお願いします。

林業改善資金特別会計です。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、貸付実績による減額となります。

最下段は、木材産業等高度化推進資金貸付金を令和8年度当初から貸付けできるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。

10ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、貸付実績による減額になります。

団体支援課は以上です。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

11ページをお願いいたします。

3段目、農政企画推進費の右側説明欄、1つ目の県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業は、農林畜水産物やグルメなど、熊本の食の認知度向上、消費拡大を図る県内での大規模なイベント開催に対する助成でございます。

今年度は、先ほど部長からありましたとおり、先日の21、22の2日間、花畑広場や新市

街一帯で、農林畜水産団体や県内飲食店などに御出展いただき、食のイベントを開催いたしました。集計中ではございますが、約5万人の集客があったと見込んでおります。

今後、そこで得られた成果や課題を整理し、令和8年度に生かしてまいりたいと考えております。

2つ目、熊本の食の魅力発信・需要拡大事業は、国内外の多くの方が利用する熊本空港において、食の魅力PRやフェア実施に対する助成でございます。

3つ目の熊本の食EC販路拡大緊急支援事業は、ECサイトを活用した販路拡大に意欲的な事業者に対する販売戦略などアドバイスを行う支援や大都市圏の百貨店などのフェアと連携したウェブ物産展の実施に対する助成でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

12ページをお願いいたします。

一番下の段、農産物流通総合対策費の説明欄1、食のみやこ食材PR推進事業につきましては、比較的近距離の大消費地である福岡県をターゲットとした県産農林畜水産物の消費拡大、販路開拓の取組に対する助成でございます。

2のくまもと県南フードバレー農産物等高付加価値化緊急支援事業につきましては、県南地域の豊富な農林畜水産物のポテンシャルを最大限に生かし、地域全体の活性化を図るくまもと県南フードバレーの取組を進めるもので、県南地域の食関連事業者に対する商品開発や販路拡大などの取組に対する助成でございます。

3のくまもとの食付加価値緊急向上事業につきましては、県産農林畜水産物の付加価値向上に向けた客観的評価取得や分析機器の導入、また、伝統的製法で製造される食品の販

路拡大の取組に対する助成でございます。

13ページをお願いいたします。

説明欄4の県外実需者マッチング食のみやこ推進事業につきましては、首都圏の食関連事業者とのつながりを持つ食の専門家と連携して、県内の生産者と首都圏のバイヤー、シェフなどの実需者をマッチングすることにより継続的な取引を後押しし、県産農林畜水産物の認知度向上、販路拡大を図る取組に対する助成でございます。

下段のブランド確立・販路対策費の説明欄1、社員食堂における県産食材緊急消費拡大事業につきましては、県産品の認知度向上、消費拡大に向け、大手給食事業者と連携して実施する全国の企業社食における県産食材を活用した熊本フェア実施に対する助成でございます。

下の説明欄2の料理人と連携した県産食材消費拡大緊急支援事業につきましては、県産食材の消費拡大及び認知度向上を目的に、県内外の食に関心の高い消費者等を対象とし、料理人や生産者等が連携して実施する産地見学やマルシェ開催、限定メニューの提供等の食の体験イベント実施に対する助成でございます。

下から2段目の新しい農業の担い手育成費の説明欄1、食関連企業の農業参入緊急支援事業につきましては、飲食業や製造業等の食関連企業の農業参入及び定着を促進するために必要な農業用機械の導入を支援するものでございます。

流通アグリビジネス課は以上です。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

15ページをお願いします。

4段目の農業改良普及推進費の説明欄1のスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（経済対策分）は、農業支援サービスの展開やスマート農業技術体

系への転換を加速化するため、スマート農業機械等の導入に対し助成する事業で、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものでございます。

2の同事業は、令和6年の国の経済対策に係るもので、事業費確定に伴う減でございます。

下のページ、2段目の土壌保全対策事業費の説明欄1のみどりの食料システム戦略緊急支援事業（経済対策分）は、市町村や地域協議会などが取り組む環境に優しい農業の推進など、持続的な食料システムの構築に対し支援する事業であり、国の経済対策に対応し、次年度へ繰り越して実施するものでございます。

2の環境保全型農業直接支払事業、3の地下水と土を育む農業総合推進事業及び4の熊本型みどりの食料システム戦略推進事業については、事業費確定に伴う減でございます。

17ページをお願いいたします。

2段目の病虫害発生予察事業費の説明欄2の病虫害発生予察事業費は、重要病虫害の侵入時に迅速に初動防除等を行うための経費などになります。

今年度は、昨年7月にミカンコミバエ1頭の誘殺があり、その後、年内までに合計27頭の誘殺があったことから、本予算により対策を徹底してまいりました。年明け以降、増殖、侵入は確認されておらず、ほかの重要害虫の侵入もないため、事業費確定に伴い、減額するものでございます。

下のページ、2段目の管理運営費の説明欄3の農業研究センター管理運営費は、事業費確定に伴う減でございます。

19ページをお願いいたします。

5段目の試験研究費の説明欄、外部資金委託研究費は、事業確定に伴う減でございます。

農業技術課は以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

20ページをお願いします。

上から5段目の農作物対策推進事業費の説明欄1、脱炭素型施設園芸緊急対策事業は、ヒートポンプ等の省エネ機器の導入及び農食用木質バイオマス燃料の安定供給に対して助成を行うものです。

説明欄2、畑地化促進事業は、畑作物の産地づくりに向けた関係者間の調整に要する経費や畑地化に伴い発生する土地改良区の地区除外決済金に対して助成を行う事業です。

説明欄3、花粉交配用昆虫確保緊急対策事業は、養蜂家との連携強化や花粉交配用昆虫の適正管理に必要な資材導入等の取組に対して助成を行うものです。

21ページをお願いします。

米麦等品質改善対策事業費の説明欄2、麦類生産技術向上事業は、麦の施肥防除体系の構築に対して助成を行うものです。

説明欄3、気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業は、安定的な種子の生産・供給体制の構築のための施設整備に対して助成を行う事業です。

説明欄4、種子産地強化整備緊急支援事業は、米、麦、大豆の種子産地の生産体制を支える機械導入に対して助成を行う事業です。

下のページ1段目、畑作物振興対策費の説明欄、地域特産物産地づくり緊急支援対策事業は、茶などの特産農作物の産地づくりに必要な施設等の整備に対して助成を行う事業です。

2段目、い業振興対策費の説明欄3、熊本県産いぐさ畳表消費拡大緊急加速化事業は、プレミアムつき商品券を活用した県産イグサ畳表の消費拡大活動に対して助成を行うものです。

23ページ、1段目の野菜振興対策費の説明欄2から5までの4つの事業は、いずれも物価高騰対策として継続して実施するもので、

資材、機械、施設整備、販売促進活動、園芸ハウスの移設、修繕などに対して助成を行うものでございます。

下のページ1段目、国庫支出金返納金の説明欄、強い農業づくり交付金等国庫返納金は、集出荷施設の再整備に伴い、既存施設の一部を処分する必要が生じたため、該当部分の補助金を返納するものです。

2段目、生産総合事業費の説明欄4、農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業は、老朽化した農業共同利用施設の再編集約、合理化に取り組む産地の施設整備に対する助成を行うものです。

25ページをお願いします。

1段目、生産総合事業費の説明欄5、産地パワーアップ事業は、収益力向上に取り組む産地の生産体制強化に向けた施設整備等に対する助成です。

2段目、水田営農活性化対策費の説明欄、くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業は、土地利用型農業の低コスト化及び中山間地域の共同利用並びにスマート農業導入のための機械整備に対して助成を行うものです。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

26ページをお願いします。

4段目、畜産総合対策事業費の説明欄1及び2、畜産環境対策総合支援事業は、堆肥舎等の施設整備に対する助成で、このうち2は、令和7年度の事業費が確定したことに伴う減額でございます。

3、畜産クラスター事業は、クラスター計画に位置づけられた経営体が行う施設整備等に対する助成でございます。

27ページをお願いします。

畜産振興対策事業費の説明欄1、熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業は、コスト削減や自給飼料利用拡大に取り組む酪農家に対し

て、購入粗飼料コストの上昇分の一部を助成するものでございます。

4、酪農ヘルパー等機能強化緊急対策事業は、畜産農家の傷病等に対応するヘルパー組織の機能強化等に対する助成でございます。

28ページ、畜産生産基盤総合対策事業費、説明欄1、熊本県畜産まつり緊急支援事業は、畜産業への理解醸成や畜産物の販売促進を目的に、5年に1度開催される熊本県畜産まつりに対する助成でございます。

3、蜂群増殖緊急対策事業は、暑熱やダニ等で増殖に影響を受けている養蜂業者が行う巣箱の更新等の増殖の取組に対する助成でございます。

一番下、債務負担行為の追加の説明欄、家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成や改良組織の育成強化を行うもので、4月1日から業務を委託する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

29ページをお願いします。

上段、畜産経営安定対策事業費、債務負担行為追加の説明欄、畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月1日から業務委託する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

下段、循環型耕畜連携体制強化事業費の説明欄1、自給飼料増産総合対策事業は、自給飼料増産に資する体制強化等の取組に対する助成でございます。

30ページ、1段目、畜産物市場流通戦略対策事業費の説明欄2、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業は、牛肉や牛乳等の畜産物輸出に取り組む生産者等の関係者から成るコンソーシアムへの輸出促進活動に対する助成でございます。

31ページをお願いします。

家畜衛生・防疫対策事業費、債務負担行為の追加の説明欄、家畜伝染病防疫対策事業は、熊本空港での豚熱ウイルス等病原体の持

込みを防止する消毒作業で、4月1日から業務を委託する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

32ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄2、未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業は、地域営農組織に対する経営強化のための支援、3、最適土地利用総合対策事業は、中山間地域での土地利用構想策定等の支援ですが、いずれも事業費確定に伴う減です。

5の地域計画推進事業は、農地の集積、集約を進める事業ですが、事業費確定に伴う減及び財源更正でございます。

33ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加は、農業法人に係る支援、認定農業者の認定業務及び農業経営・就農支援センターの運営に関する3つの委託業務について、年度当初から取り組むため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

2段目の農業委員会等振興助成費の説明欄、農地利用最適化交付金事業は、農地利用の最適化に向けた農業委員会の活動費ですが、国庫内示減に伴う減です。

3段目の国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、過年度に受給した給付金や補助金の国庫返納金です。

下のページ1段目、農用地利用集積等推進基金積立金の説明欄1、農用地利用集積等推進基金造成事業は、国の経済対策に対応する事業で、農地中間管理機構の事業推進に係る助成や農地の集積、集約を進める事業の財源とする基金の造成でございます。

3段目の農業改良普及推進費、説明欄1、新規就農者育成総合対策事業は、国の経済対

策に対応し措置した事業で、親元就農をはじめとした新規就農者の経営継承、発展を目的に、就農時に必要となる機械、施設等の導入等を支援するものです。

2及び3は、国の経済対策で出された新規事業に対応する事業で、2は、研修施設等がスマート農業技術を導入する際の支援、3は、65歳未満の認定新規就農者の早期の経営発展に必要な機械、施設の導入支援です。

35ページをお願いします。

説明欄4は、就農前及び就農直後の給付金交付、5は、就農時の施設、機械の導入や就農体制の整備を支援するものですが、いずれも事業費確定に伴う減です。

4段目の農業構造改善事業費、説明欄1、担い手確保・経営強化支援事業は、国の経済対策に対応して措置した事業で、担い手が行う農業用機械・施設の導入に対し助成する事業です。

2の農地利用効率化等支援交付金事業は、今年度当初からの通常事業ですが、国庫内示減に伴う減です。

下のページの2段目、農業大学校費説明欄の2、農業教育環境整備事業は、国の経済対策により措置され新規事業を含むもので、農業大学校におけるスマート農業の教育の高度化等に必要な機械、施設等の導入を図るための経費です。

担い手支援課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

38ページをお願いします。

2段目、農業委員会等振興助成費及び6段目、農業農村整備調査計画費の減額は、国庫内示減に伴う減額でございます。

農村計画課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

40ページをお願いいたします。

3段目の土地改良諸費の説明欄、令和7年8月10日からの豪雨に係る都道府県派遣職員負担金につきまして、現在、県本庁及び地域振興局に対しまして、宮城県、山形県、長崎県、宮崎県からそれぞれ職員の方を応援派遣いただいております。その派遣職員の人件費に対する負担金でございます。

41ページをお願いいたします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金から、次ページ最下段の海岸保全直轄事業負担金までにつきまして、農業生産基盤及び農地海岸堤防の整備に要する経費でございまして、国庫内示減及び事業費確定に伴う減額でございます。

43ページをお願いいたします。

1段目の農地防災事業費の説明欄2の水利施設管理強化事業につきましては、令和7年8月豪雨を踏まえまして、災害応急ポンプを導入する土地改良区などに対する助成でございます。

3段目の単県農地防災施設管理費の債務負担行為の追加につきましては、防災重点農業ため池の管理を支援するため池サポートセンターの運営業務の委託に当たりまして、来年度4月1日から事業を実施するために設定するものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

45ページをお願いいたします。

最下段の山村振興対策事業費については、中山間地域等直接支払事業の事業費確定に伴う減額でございます。

下のページ、2段目の農作物対策推進事業費の説明欄1及び2の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業については、国庫内示減に伴う減額及び経済対策予算として鳥獣被害防止のための施設整備を行う協議会等に対

して助成を行うものです。

4段目の農業構造改善事業費の説明欄1及び2の中山間地域総合支援対策事業については、事業費確定に伴う減額及び経済対策予算として中山間地域における持続可能な農業、農村を実現させるための農村型地域運営組織、農村RMO形成の推進等に要する経費です。

47ページをお願いします。

1段目の説明欄4の中山間地域所得確保対策事業については、経済対策予算として、中山間地域の農業所得確保に向けた計画の策定等を行う市町村に対して助成を行うものです。

3段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費については、未来につながるさと応援事業の事業費確定に伴う減額です。

4段目の農地・水・環境保全向上対策事業費については、多面的機能支払事業の事業費確定に伴う減額です。

むらづくり課は以上でございます。

○宮川技術管理課長 技術管理課でございます。

48ページをお願いします。

3段目の地籍調査費については、国庫内示減に伴う減額です。

5段目の農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の追加については、総合評価落札方式における企業の評価項目を事前に審査し登録を行うものであり、4月から業務を委託する必要があるため、債務負担行為を追加するものです。

6段目の債務負担行為の変更については、県が発注する工事の建設資材単価の調査を行うもので、調査資材の追加に伴う変更です。

技術管理課は以上です。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

50ページをお願いします。

3段目の説明欄1の自伐林家等育成対策事業は、国庫内示減に伴う減額です。

4段目の説明欄1の森林計画樹立費は、事業費確定に伴う減額でございます。

51ページをお願いします。

2段目の水とみどりの森づくり事業費の説明欄1の次世代につなぐ森林づくり事業は、上振れによる増収の増により、基金から繰り入れることなく事業執行が可能となったことから、財源の更正を行うものでございます。

3段目の水とみどりの森づくり税基金積立金及び4段目の森林環境譲与税基金積立金は、運用利息や執行残及び事業者からの返還金を基金に積み立てるものでございます。

下のページ、3段目の説明欄1の間伐等森林整備促進対策事業は、国の経済対策を踏まえ、搬出間伐、路網整備などに助成するもので、その下の2及び5段目の説明欄、森林環境保全整備事業は、国庫内示減に伴う減額でございます。

最下段の説明欄、林木育種改良事業は、苗木の広域流通の促進に向け、九州各県や種苗関係団体による協議会の運営のための経費であり、来年度本県で開催されることから、国の経済対策を踏まえ、増額をお願いするものです。

53ページをお願いします。

1段目の説明欄、花粉の少ない森林への転換促進事業は、国の経済対策を踏まえ、花粉発生源となっている杉人工林からの転換の働きかけや伐採及び植え替えに対して助成するものです。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

54ページをお願いします。

最下段の林業労働力対策事業費の説明欄1、若手等担い手確保促進事業は、若手等の

林業就業を促進するための環境整備に対して助成するものです。

55ページをお願いします。

2段目の債務負担行為の追加については、くまもと林業大学校を4月から運営するために必要な経費について債務負担をお願いするものです。

3段目の林産物振興指導費の説明欄、特用林産物施設化推進物価高騰対策事業は、生産者団体等への特用林産物の生産、加工施設整備に対して助成するものです。

4段目の説明欄、きのこの生産資材高騰対策事業は、国の経済対策補正予算を活用するもので、生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むキノコ生産者の生産資材導入に対して助成するものです。

下のページ、林業・木材産業振興施設等整備事業費の説明欄1の林業・木材産業生産性強化対策事業も国の経済対策補正予算を活用するもので、木材加工流通施設等の整備に要する経費を助成するものです。

説明欄2は、国庫内示減に伴う減額でございます。

3段目の林道事業費の説明欄1は国庫内示減に伴うもの、2は事業費確定に伴う減額でございます。

57ページをお願いします。

下から2段目の過年林道災害復旧費の説明欄、過年林道災害復旧事業は、令和2年7月豪雨等の過年度の災害により被災した林道の復旧を行う市町村に対し助成を行うものです。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

58ページをお願いします。

最下段の説明欄、森づくりボランティアネットワーク運營業務は、債務負担行為の追加でございます。

森林ボランティア育成研修などの活動を8年度当初から行う必要があるため、年度内の委託契約を予定しております。

59ページをお願いします。

2段目の治山事業費、4段目の保安林管理事業費、最下段の保安林整備事業費、60ページの2段目、過年治山災害復旧費は、説明欄のとおり、いずれも国庫内示減に伴う減額です。

3段目の現年治山災害復旧費は、事業費確定に伴う減額です。

森林保全課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

61ページをお願いいたします。

下から2段目、浅海増養殖振興事業費の説明欄、赤潮被害緊急総合対策事業ですが、国の経済対策を活用し、赤潮被害の最小化に向けたモニタリング体制の構築、被害軽減のための実証事業や大型生けすの導入など、漁業者の取組を支援するものです。

最下段、水産物流通対策事業費、説明欄の2、水産業物価高騰緊急対策事業ですが、これは、漁協や漁業者が行うコスト削減に必要な共同利用施設の整備や漁具の導入等の取組を支援するものです。

下のページ、1段目、水産物流通対策事業費の説明欄の3、くまもとの水産物輸出安定化緊急支援事業では、漁業者が行う県産水産物の輸出促進の取組を支援するものです。

最下段、漁場環境等対策事業費の説明欄の2、水産多面的機能発揮対策事業は、国の経済対策を活用して、水産業、漁村の多面的機能の発揮に向けて、藻場の造成や干潟の耕うんなどの漁業者の取組を支援するものです。

63ページをお願いします。

1段目、漁場環境等対策事業費の説明欄、漁業生産性向上対策支援事業では、漁業者が行うノリ養殖業やアサリ等採貝漁業における

チヌやカモの食害対策の取組を支援するものです。

2 段目、水産資源保護育成事業費の説明欄、有明海・八代海再生事業で減額を願っていますが、これは、有明海沿岸4県と国が協調した取組である有明海再生事業の国庫内示減に伴うものです。

その下、水産動物種苗生産等水産振興業務ですが、これは、マダイ、ヒラメなどの放流用種苗の生産を委託するもので、年度当初から事業の実施が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

1 ページ飛んでいただいて、65ページをお願いいたします。

1 段目、水産研究センター費の説明欄、環境変動に対応した養殖安定生産実証試験は、国の経済対策を活用して、赤潮被害の最小化に向けた研究や高水温などの水産環境変化に対応したノリ及びマガキ養殖の現場実証に要する経費です。

水産振興課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

66ページをお願いいたします。

最下段、漁港関係海岸保全事業費の説明欄、漁港関係海岸メンテナンス事業は、国庫内示減に伴う減額です。

67ページをお願いいたします。

1 段目、単県漁港改良事業費は、事業費確定に伴う減額です。

2 段目、漁港施設調査事業費の説明欄、海業取組促進事業費は、苓北町管理の西川内漁港の海業の取組に係る実施計画に必要な調査等に対する助成です。

3 段目、国庫支出金返納金の説明欄、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業国庫返納金は、過年度事業費確定に伴う国庫支出金の返納金です。

4 段目の漁港関係港整備事業費及び5 段目

の漁港機能増進事業費は、いずれも国庫内示減に伴う減額です。

漁港漁場整備課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

69ページをお願いいたします。

議案第22号につきましては、令和7年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する工事費の負担額に相当する額を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担を求めることができるとされております。この負担率を定めるに当たりまして、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

各事業の負担割合につきましては、もともとの国の事業でございますガイドラインなどにに基づき設定したものでございまして、受益市町村の同意を得ているものでございます。

続けて、工事請負契約の締結及び変更の説明に移らせていただきます。

70ページをお願いいたします。

議案第23号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、若洲地区水利施設等保全高度化事業第1号工事でございます。

工事内容については、排水機場の下部工でございます。場所につきましては、八代郡氷川町若洲地内でございます。工期は、契約締結の日の翌日から令和11年3月16日までといたしまして、契約金額は9億6,800万円でございます。契約の相手方は、高野組・土井組建設工事共同企業体でございます。

次、72ページをお願いいたします。

議案第24号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和4年12月議会において議決されました

松原地区農村地域防災減災事業(湛防)第7号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の翌日から令和8年3月31日までを契約締結の日の翌日から令和8年10月30日までに、契約金額について、17億4,590万7,906円を17億6,083万9,487円に変更するものでございます。

工事の概要については、次の73ページをお願いいたします。

工事の内容は、排水機場の下部工でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3番に記載のとおりでございます。

まず、契約金額の変更につきましては、護岸工の施工に伴う連結ブロックの撤去、再敷設におきまして、既設のブロックの経年劣化が判明いたしまして、ブロックの新設が必要になったことなどによるものでございます。

次に、工期の変更についてですけれども、工法変更に伴う検討及び施工に不測の日数を要したことによるものでございます。

74ページをお願いいたします。

議案第25号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和5年9月の議会において議決されました松原地区農村地域防災減災事業(湛防)第8号工事他合併の請負契約のうち、工期について、契約締結の日の翌日から令和8年6月30日までを契約締結の日の翌日から令和9年10月29日までに変更するものでございます。

事業の概要については、75ページに記載しております。

工事の内容につきましては、排水ポンプの製作据付け工事でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3番に記載がございますが、関連工事において、現場条件の変更などにより工事の進捗に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

議案第26号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和5年12月議会において議決されました津口・芝口一期地区水利施設等保全高度化事業第2号工事の請負契約のうち、契約金額について、7億4,320万1,014円を8億1,890万5,107円に変更するものでございます。

事業の概要については、77ページに記載しております。

工事の内容は、排水機場の下部工でございます。

請負契約の変更理由につきましては、3番に記載がございますとおり、最新積算単価への設計変更によるものでございます。

農地整備課は以上でございます。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

78ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告でございます。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定を報告させていただきます。

内容は、79ページより説明させていただきますと思います。

事故の概要でございますが、令和7年5月27日に熊本市南区で発生した交通事故に伴うものでございます。

事故の当事者は、宇城地域振興局農地整備課の技師で、相手方は個人の車両でございます。

一番下段の6、事故の状況を御覧ください。

公務出張中に職員が運転する公用車が徐行しながら交差点に進入したところ、左側から直進してきた相手方の車両と接触をしたものでございます。

4の過失割合のとおり、県の賠償責任が85%で、5の損害額及び損害賠償額のとおり、県と相手方の負担額の差額となる損害賠償額

17万1,030円を賠償したものでございます。

交通安全意識の徹底につきましては、折に触れて部内で周知をしているところでございますが、新年度に向けましても、改めて注意喚起を行いたいと思っております。

農林水産政策課からは以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

80ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告についてでございます。

工事請負契約の変更についてでございますけれども、令和6年6月議会において議決されました牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併の請負契約のうち、契約金額について、8億2,134万4,616円を8億7,040万4,836円に変更するものでございます。

工事の概要につきましては、81ページに記載しております。

工事の内容については、橋梁補修工事となります。

請負契約の変更理由については、3の主な変更理由のとおり、橋脚上の既設構造物の撤去において、桁下空間が狭く、当初の工法では施工が困難であることが判明したことによる撤去工法の変更、仮設作業架台の追加によるものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

82ページをお願いします。

報告第10号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、83ページをお願いします。

1、基本情報の(1)のとおり、この法人は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農

業者の経営の支援などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることを目的としております。

次に、2、決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減については、右下の欄のとおり190万円余の増となっており、おおむね事業計画どおりに事業は実施されております。

次のページをお願いします。

3の事業実績についてです。

アの果樹経営支援対策事業は、優良な品目や品種への改植、新植、小規模園地整備などを支援するもので、合計167ヘクタールで実施され、2億9,600万円余が交付されております。

イの果樹未収益期間支援事業は、改植、新植した際の未収益期間の経費を支援するもので、152ヘクタールで実施され、3億3,200万円余が交付をされております。

ウの果樹先導的取組支援事業は、改植、新植、小規模園地整備などを支援するもので、4,400万円余が交付されています。

エの未来型果樹農業等推進条件整備事業は、省力樹形や機械作業体系を導入する場合に、経営の継続、発展に要する経費を一体的に支援するもので、700万円余が交付されております。

農産園芸課は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようお願いいたします。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べられてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 まず、4ページの最下段、団体支援課ですね。

収入保険加入緊急支援事業ということで、物価高騰対策、重点支援交付金を使っていたでいて、この事業をやっていたいてますけれども、保険料の助成の内容について教えてください。それが第1点です。

次に、同様に物価高騰対策の話なんですけれども、27ページの畜産課。

1番ですね。熊本県酪農飼料自給力向上緊急対策事業ということで、これも物価高騰対策という形になっております。昨年も多分同じような内容のやつがあったと思いますけれども、具体的な内容について教えてください。

それと最後に、同様に物価高騰対策、55ページの林業振興課ですね。

特用林産物施設化推進物価高騰対策事業ということで、生産者に対する生産加工施設等に対する助成ということになっておりますが、この内容について教えてください。

以上です。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

収入保険加入緊急支援事業の内容についてですが、資材、飼料等の物価高騰に加え、令和7年8月豪雨により甚大な農業被害が発生したため、新規加入者をはじめ、農業共済に加入の少ない果樹及び豪雨による被害が大きかった園芸施設等にターゲットを絞り、重点化した収入保険の加入促進を行いたいと考えております。

まず1点は、新規加入者に対しては、加入保険料の3分の1を助成することとしております。上限は、個人6万円、法人25万円でございます。

あと、先ほど説明しました重点分野につきましては、集団加入、5戸以上加入した場合には、果樹の場合は5戸以上、野菜、花卉の場合は、5戸以上加入して、さらに園芸施設共済と併せて加入された場合に、加入者の付加保険料いわゆる手数料のところを3分の1助成を行います。上限は、個人1万円、法人5万円となっております。

団体支援課は以上になります。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業につきましては、国の物価高騰対策によりまして実施する事業でございます。今、特に配合飼料、粗飼料の価格が非常に高くなっております。そういう物価高騰も受けまして、酪農家におきましては、自給飼料の確保というのが喫緊の課題になっております。

そういう中にありまして、酪農家がコスト削減や自給飼料利用拡大に取り組むことを要件といたしまして、経産牛1頭当たり4,000円を支援する事業でございます。

以上でございます。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

特用林産物の加工や安定生産、品質向上、効率化を図るための施設等の導入経費の一部を助成するものでございますが、具体的には、加工流通衛生管理施設の整備、生産性向上の高品質化施設の整備、原木シイタケ種駒の購入、安定生産施設整備への助成ということで、3分の1が補助率となっております。

事業主体といたしましては、県下の広域団体、林業者の組織する団体、森林組合、林業事業体等に対して助成を行っていくものです。

令和5年度から、県では、シイタケのデジタル技術の実証ということで進めておりまして、そういった成果も出ております。

この事業を活用しまして、生産現場のデジタル化の技術の活用を推進を図ってまいりたいと考えております。

林業振興課は以上です。

○前川収委員 まず、団体支援課のほうでありますけれども、毎年、収入保険加入緊急支援ということで、様々な角度から団体保険の普及についてしっかり御支援をいただいているということですが、今回は、物価高騰対応重点支援交付金を使った御支援ということですが、果樹も含めてですけれども、個人、団体に対して、それから共済等と一緒に加入するという、そういった条件も様々つけながらやっていただいておりますけれども、全体的に、収入保険の加入率というのかな、分母をどこにしているのかがなかなか難しいとは思いますが、加入がどういう状況であるのかを一つ説明してください。1つずつでいいですか。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

現在、令和8年1月現在で、熊本県では3,999経営体の方が加入されておまして、昨年度に比べて約100経営体ほど増加しているところでございます。どこを分母と——全国でも、当初目標とした10万経営体は超えている状況でございます。

どこを比較対象とするかなんですけれども、大体青色申告が収入保険の加入要件になっておりますので、その青色申告者の中でどれぐらいが加入しているかという、熊本県も全国も大体3割弱ということで全国平均並みとなっているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 いろいろ工夫をしていただきながら加入を促進していただいていることに敬意を表したいと思います。

青色申告してもらわないことには、収入保険の収入が幾らなのかが前年も分からないという状況ですから、ただ、3割はやっぱりまだ少ないのかなというふうには思いますので、ぜひ、これからもしっかりと——いわゆる災害が多くて、非常に今から先の農業経営も含めてですけれども、農業経営が分かりづらいというんですかね、将来予測がとても立ちにくい。高温化なんていうのは、もう確実に進んでおりますから、温暖化というのは進んでますから、それが生産費にどのくらい影響してくるか。極端な影響が出た場合には、収入保険が発動できるということになって、直接収入の部分で発動できるという利点がありますので、ぜひ普及をお願いしたいと思います。

それから、畜産課のほうは、1頭当たり4,000円ということで大変ありがたいと思いますが、配合飼料の分もたしか補助があったと思いますが、いかがでしょうか。

○安武畜産課長 配合飼料のほうも、トン当たり200円を支援する事業を予算化しております。

○前川収委員 ありがとうございます。

物価高騰対応重点支援交付金ですから、物価が上がってますという状況ではありますが、ちょっと心配なのは、物価はずっと右肩上がり上がりっ放しで、物価高騰対策という言葉がいつまで使えるのかと。もう上がりっ放しで、高騰だから、今高いんだから、下がるということが前提にあるというのが、今の重点支援交付金の内容だろうと思いますが、下がらないんじゃないかなと思ってまして、そうすると、やっぱりこういう国庫補助事業がないと、特に補正の予算がないとなかなか対策ができないというふうに思ってますから、そのことはちょっと後でまた併せて聞きたいと思います。

55ページ、特用林産物、これも温暖化対策の中に私は非常に必要だと思っているのは、ほとんど熊本県の場合は原木シイタケの生産でやっていただいております。全国3位のシイタケ生産量を誇り、2位を目指せということで頑張らせていただいておりますけれども、その中で、ほだ場というのは、ほとんど山の中、人工ほだ場もありますけれども、ほとんど山の中ですが、これだけ高温化というんですかね、温暖化してくると、人工ほだ場じゃないところで水がないところは非常に生産が厳しくなると。明らかに差が出てますね。

要するに、水の散水施設を造っているほだ場とできてないほだ場で生産量の差が随分出てきておりますから、今回、まさにこの物価高騰対策とか地球温暖化対策の中で、ぜひ、ほだ場に——地帯条件は様々あると思っておりますけれども、いろいろな工夫をしながら、山の中のほだ場に水を引いて散水施設を造るということをやってもらいたいと思っておりますけれども、これは対応できるんでしょうか。

○藤田林業振興課長 委員御指摘のとおり、今は水不足ということで、シイタケ現場も水が足りないということで、散水施設の整備もこの事業で実施できるということにしております。加えて、先ほど申し上げましたように、その散水のタイミングをデジタル化して散水していこうという取組も実施しており、効果が出ているところです。

なお、昨年度と比較しまして、今年は、やっぱり雨不足で10%程度年末の生産がちょっと落ちたということを取り調べたところでございます。

林業振興課は以上です。

○前川収委員 それぞれの3つの中身を聞きまされたけれども、物価高騰対応重点支援交付金というのは、非常にそういった部分で使っていただけて、私はとてもありがたいと思

ってますから、どんどん使ってほしいというふうに思います。

ただ、さっき言ったとおり、これはあくまで物価高騰対策と書いてあるわけで、物価高騰がずっと右肩上がりのまま、もしくは下がらないままというときに、予算の関係でいわゆるその補正予算が使えるかどうかというのは非常に大きな問題で、皆さんに聞いてもなかなか難しいとは思いますが、戦略的には、やっぱりこれはもう物価高騰対策じゃなくて、この今の値段のままで経営がしっかりとっていけるような対策というものに切り替えていく。予算は、お金は色はついてないわけでありまして、今の社会環境の中で利益を上げていくという、そういったことについてしっかりお考えをいただきたいというふうに思っています。

じゃないと、よく出ているのは、粗飼料関係もそうなんですけれども、配合飼料もそうですね。対前年で幾ら上がったら物価高騰対策的なもので何とか安定基金かなんかで補給しますと。対前年対前年で上がっていけば、毎回上がっていけば、その制度が発動されますが、今はもう高値安定、ずっとそのまま、安くなってないから困っているけれども、その制度が発動しないという。これは畜産課のほうがよくお分かりだと思いますけれども、そういう状況にもなっているというふうに思いますので、ぜひ、いわゆる物価高騰が、もう物価は上がりっ放しという前提、もしくは下がらないという状況の中にあって、農林畜水産の政策を、補正だけではなくて——補正というのは、あくまで緊急対策ですから、そうじゃない形の中で、恒久的なものとしてやれることを何かお考えであるか。予算のこともありますので、難しいかもしれませんが、どなたか、どうぞお話があれば。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

今回活用させていただいております、いわゆる重点支援地方交付金、非常に大きな財源として県に来て、それを、農林水産部としても、現在、約39の事業で18億程度を活用させていくことで、今回予算計上させていただいている。中身についても、委員御指摘のとおり、これまでに予算をつけていた単県のものも組み替えたりとか、そういった形も取っているというのが実態でございます。

ただ、御指摘のとおり、いわゆる物価の高まりについて恒常的になってきますと、やはり支援のスキームを変えていっていただく。例えば、セーフティーネット等もそうだと思いますけれども、そういったものに対しましては、いわゆる国のほう、制度の根幹を握っております国のほうに対しまして、しっかりと政府提案等を使いまして、こういう実情を踏まえた上での制度設計、そういったものをしっかりとやっていただきたいというのを申し上げていきたいと思っております。

さらには、県としても、必要なものにつきましては、対財政のほうともお話をしながら、しっかりと、これはもうスクラップ・アンド・ビルドが前提にはなるかと思っておりますけれども、そういうものについて、財源を踏まえてしっかりと取っていくように協議をしていきたい、そういうふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

○城下広作委員 物価高騰対策という言葉が大分出ましたので、ちょっとそれで思いついて聞きたいと思っております。

11ページ、食のイベントで5万人集まって大変にぎやかだったということですね。また、空港でのこういうPRもやると。これの柱が物価高騰対策だったので、例えば熊本市であったら、昨日かおとといですか、そのイ

ベント、これは物価高騰対策に何かしら寄与したんでしょうか。名目がこういう予算だから、そのことに何かしら関連して、こだわりながらやるというコンセプトがあったのか。それはもう予算だから、別にもらうだけで、これとは関係ないというイベントだったのか、この辺はどうだったんでしょうか。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

御意見ありがとうございます。

今回実施した分につきましては、事前の物価高騰対策ということで予算を計上させていただいておりますが、今回初めてこのようなイベントを大々的にさせていただきました。

その件について、またこれから各出展をしていただいた団体、事業者さんにもアンケートを取りまして、物価高騰対策、実際売上増につながったかどうかとか、そこら辺も含めて課題の整理をちょっとさせていただいて、また次の事業に取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

食のみやこ推進局付、以上でございます。

○城下広作委員 何で確認したかというのと、物価高騰対策というのと、何か私たちは、一遍に値下げというか、安く提供するとか、そういう工夫があつて物価高騰対策かなというふうに一般的にそう思うじゃないですか。それが、このイベントのときには、通常より物が高いとかなれば、物価高騰対策という、あえてこの予算からじゃないとなかったんでしょうけれども、ちょっと物価高騰対策の分とは、なかなかこう関連が難しいなというふうには、これは捉えられかねないという心配があるということで、改めて、こういうイベントをするときの物価高騰対策、じゃあ何かこの物価高騰も付随していたかというふうな形の理念も少し持つとかなないと、事業の大本の分からそれを使うとなれば、いろんな人に

説明するときにしっかりと言い切れるということが大事じゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

ありがとうございます。

今回のイベントにつきましては、一応立つけ上、補助事業という形で、事業者に対する直接的支援につながるようなスキームで対応をさせていただいております。

ですので、今回のイベントにつきましては、各出展者の方々には、出展料とかマージンとか、そういった部分はいただいております。それが直接売上げにつながるような形のスキームで取り組んでおりますので、その点については、各出展者の事業者様からもお喜びの声はいただいているかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○城下広作委員 じゃあ、そのまま12ページの部分で、このアグリビジネスの分ですね。

熊本の食をPRしていこうというふうにあるんですけれども、熊本には農林水産関係の幅広いものがあるんですね。

そこで、ある意味では、全国で1、2、3を争うような形をばっと売り込むというのが、一番それは地元の特徴だと思うんですけれども、中には熊本県の県下各地で、いやこれも逆にPRしてもらいたい、これも我々は自信があるんだという生産者も、数は少ないけれども、あるというふうに思うんです。その辺の全体の把握というのはしっかりやられて、最終的にはこれとこれとこれをやろうという、この辺の熟度の部分というのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今委員から御指摘ありました件ですけれども、イベント等の出展の事業者につきましては、毎回幅広い事業者に御出展の希望を募っております、それを踏まえまして出展の事業者を選定しております。

おっしゃったように、熊本の有名な名産品、特産品だけでなく、まだ認知度は低いんですけれども、これからやはり熊本県として推していきたい、そういった商品なども含めて出展していただいているような状況でございます。

以上でございます。

○城下広作委員 決して有名な部分だけではなく、今から育てるという視点とか、そんなことを織り交ぜながら、出展もまた県のこのPRもやっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思いますので、ぜひ今後に期待をしたいと思えます。

最後に、あと1点だけ。

28ページの天草大王の消費拡大とか認知度向上とあるんですけれども、私がちらちら聞くのには、以前よりもこの生産者が減っていると、なかなか経営が難しいというようなことを聞いたことがあるけれども、私の誤認識なのか。いやいや、もうピークのときに、わあっと一時盛り上がりましてけれども、そこから下降気味であるとかと、ちょっとこの辺の一番新しい現状を教えていただければと思います。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

天草大王につきましては、ただいま生産者の数が6戸でございます。一番多いときで出荷羽数が15万羽まで拡大したこともありますが、その後コロナ等の影響で販売不振になりまして、どんどん減っていったわけですが、今個々の農家の努力によりまして、一時期7万羽ぐらいまで落ちたところが、今は12万羽ぐらいまで盛り返しているところでござい

す。

以上でございます。

○城下広作委員 せっかく復活をして、最初に復活したときは、全国でも相当PRをして我々も誇りに思ってたんですけども、だんだんだんやっぱりコロナもあつたりとかして急に厳しくなつたと。15から7だから、大分半分近くに減るような格好だけれども、ぜひ、頑張つて今努力されているということです。これはやっぱり非常に珍しいというか貴重な分ですので、頑張つていただきたいと要望しておきたいと思ひます。

以上です。

○河津修司委員長 ほかに質問ございませんか。

○山口裕委員 12ページお願いします。

先ほど城下委員もお触れになりましたが、労働法制の見直しから物流の課題がすごく注目された後に、その後、熊本県の優位性、農林水産物の優位性や「食のみやこ熊本県」ということで、しっかり全国に発信していこうということ、意気込みの感じられる補正ではないかなというふうに思っております。

その上で、先ほど城下委員もちょっと同じような趣旨で質問されましたが、今後どうやって市場ニーズのある生産物を、ここに参画される皆さんがつかんでいくかが、私重要だと思つていて、農地にしても、そしてまた可能性にしても、まだまだ今生産される農林水産物以外にも可能性があると思つていて、先ほど小規模という表現をされましたが、そういったことも含めながら、市場に関わる生産に関わる人たちがどう認識し、自分の地域の特性を生かして生産するかが何より重要だと思つて、これは、今後、食の安全保障を標榜する国にあつても同じ方向性ではないかなと思つております。

その上で、行政が旗を振りながらも、そこに参画する人たちが今後の市場ニーズをしっかりと捉えて、そういった考えをまとめて、今後熊本県の生産につなげていっていただくが一番の課題ですので、この辺りはすごく広範な分野でもありますが、市場に関わる人たち、県も主導しながら頑張つていただければというふうに感じるところです。

先日、JAの皆さんと話す機会をいただきまして、なかなか市場に向けた出荷に対しては懸命にやっつていらつしゃいますが、いろいろなものの可能性についてチャレンジはしたいけれども、なかなかそこに一歩目が踏めない、そんな話を聞いたことがありまして、こういったことも踏まえれば、どうやってそれを見いだしていくのか、今後しっかりと取り組んでいただきたいなというのが私の思いでありまして、何かありましたらよろしくお願ひします。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

今委員から御指摘ありました点、例えば12ページに記載しております1の食のみやこ食材PR推進事業、これにつきましては、福岡県をターゲットとして売り込むというような内容になっておりますけれども、イベントの開催だけではなく、その前後で、生産者向けのセミナーですとか、あとは、その飲食店の事業者と生産者とのマッチングの商談会、そういった機会も設けようというふうに考えております。そういった中で、どのような食材が求められるのか、そういったことを実際に生産者の方々に学んでいただくような機会も提供できればというふうに考えております。

また、13ページのほうにあります4番の県外実需者マッチング食のみやこ推進事業というのがございますけれども、こちらは、首都圏のシェフですとかバイヤー等と生産者をマッチングするというような事業でして、この

中では、B to Bの関係で県産品の魅力浸透を図るために、その継続的な取引につなげていけるような形で事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山口裕委員 しっかり取り組んでいただければと思います。

その関わる人なんですけれども、直接関わらず、例えば販売店を支援するとか生産を支援するなんていう方たちもすごくアイデアを持っていて、実は、食のみやことという言葉にすごく期待をしていられる事業者さんがいらっしゃいます。

例えば、うちの事例で言いますと、リゾラテラスの塩パンというのは、私は1個食べれば満足なんですけど、かなり販売があるようでして、伊勢湾サービスエリアと同じぐらい毎日の個数を売り上げる、そんな有名なパンになっております。

これは、地域の特性がどこに生かされているのか、ちょっと不安ではありますけれども、やっぱりそうやって実は多くの方を引きつける仕組みというのは、そこに関わる人以外の人もアイデアを持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、この辺りもしっかり取り組んでいただければと思うところです。

もう1点よろしいですか。

○河津修司委員長 山口委員、どうぞ。

○山口裕委員 水産課にお尋ねしたいんですが、赤潮の発生を抑制する取組、しっかり取り組んでいただいてありがたいと思うのですが、1個だけ心配なのが、今年の12月からヘテロカプサが長期にこんなに発生している。そしてまた、一番最近の報告ではまた増えて、これは何かこれだけ長期にこのヘテロカプサ——たしか大体秋に繁茂するやつです

よね。まあなかなか難しいんだなと思いつつ、1個だけ懸念は、楠浦湾で行ったこの珪藻を使ったプランクトンの、これが影響があるのかなのか。この辺りは皆さんの中でどういう考えでいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなと思ってですね。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

現在、ヘテロカプサの赤潮が発生しております。委員御指摘のとおり、12月から1月にかけての発生というのは非常にまれでございます。過去1回だけ本県でそういう状況がございました。そのときにもやっぱり2か月程度ということで長期にわたっております。ただ、発生頻度が非常に少ないものでございますので、よく生態等のところも分からないところがあります。ただし、大体夏場に出る、夏から秋にかけて出る種類でございますので、ちょっと経験したことがない状況でございます。

先ほど珪藻のお話があったと思いますが、本種も珪藻と同居飼育いたしますと、ヘテロカプサが細胞数が落ちるという現象がありますので、ほかの有害赤潮と同様な状況でございます。ですので、冬期、今の状態で珪藻赤潮がもし楠浦湾で発生していたら、発生抑制のほうに力が作用があったと思われまして、これまで珪藻散布についての影響はちょっと我々としては考えていないところです。

以上です。

○山口裕委員 その上で、貝に影響を及ぼすと。今回被害がちょっと報告されているのがアコヤガイ。ほかの貝類は大丈夫なんですか。

○山下水産振興課長 文献等で見ますと、アコヤガイ以外の例えばアサリとかヒオウギガイ、カキ類にも影響があるということは聞いて

ているところですが、今のところそこに対して大きな被害があっているという報告はないところ。もともとあの湾自体がアコヤガイの養殖が盛んなところでございますので、被害報告はアコヤガイということで出ております。

以上です。

○山口裕委員 様々な影響があるかなと思いつながりながら心配しておりますので、皆さんも心配でしょうが、本部も立ち上げて動いてらっしゃるので、皆さんにお任せしたいなと思いつますが、その上で、今度AIを使った赤潮の予察をされるということがちょっと予算に出てきておりますけれども、この辺りの取組で、おおむねいい仕組みの中で、今赤潮の発生状況を皆さんで調査されておると思いつますが、この辺りで精度ってどのくらい高められるんですか。

○山下水産振興課長 赤潮のAI予測につきましては、今年度から実証試験をさせていただいておるところです。事業実施主体は、海水養殖組合という組合のほうが民間のほうにシステム開発をお願いしております。

対象は、カレニアという種類で対処しております。今、狭い範囲の特定の箇所での発生予察を、短期、1週間から2週間程度というところで、予察技術ができないかというところで実証実験をさせていただいております。

将来的に、それが技術が確立いたしますと、1週間後、この海域では赤潮が発生しているということが分かるようになれば、対策のしようもあるのかなというところを考えております。

以上でございます。

○山口裕委員 最後に、シャットネラはどうされますか。その後やられるおつもりです

か。

○山下水産振興課長 まずは、カレニアでちょっと技術開発をしているところですが、将来的にはシャットネラも対象とすることは考えていかないといけないかなと思っております。シャットネラのほうが被害額というのは非常に大きゅうございますので、そこも含めましてしっかり対応させていただきたいと思いつます。

以上でございます。

○山口裕委員 実は、この今水産課を中心とした動きというのは、養殖業の方々は、私は評価されている方が多くいらっしゃるな、その上で期待も大きいところがありまして、ここ水研センターも一緒になって、しっかり—今回は補正でありましたが、当初でも新たにありようですし、その辺りも含めて頑張っていたければありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○河津修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第10号及び第22号から第26号までについて、一括して採決したいと思いつますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会にお

いては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長